

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和6年4月 8日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項

1 業務名

議会事務局 令和6年度奈良県議会本会議録音 CD-R 反訳業務

2 業務内容

奈良県議会の本会議議事を録音したCD-Rの反訳と会議録原稿の作成
定例会 年4回（臨時会が開催された場合は当該臨時会を含む。）
詳細は、別紙仕様書のとおり。

3 契約期間

令和7年3月31日まで

第2 入札方法

1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm から確認できます。）

2 郵便入札の可否

否

3 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加資格者で、次の全ての条件を満たしている者であること。

ア 営業種目Q7「諸サービス」に登録をしていること。

イ 主な取扱品目・業務内容に③「テープ起こし」「テープおこし」「テープ反訳」「データ反訳」「反訳」「会議録」等に登録していること。

3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

4 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

5 過去2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）に国又は地方公共団体等と同種同等と認める契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行した実績がある者。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書で示す書類を奈良県議会事務局議事課議事係（第6の1で示す場所）に提出しなければなりません。

第5 入札日程

1 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しません。

質問が生じた場合は、令和6年4月10日（水）午後5時までに電子入札システムへ入力してください。

2 競争入札参加資格確認申請（電子入札システムへの入力及び書類の提出）

令和6年4月22日（月）午後5時まで

3 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）

令和6年5月10日（金）午前10時締切

4 開札（電子入札システムによる開札）

令和6年5月10日（金）午前10時30分以降

5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

奈良県議会事務局 議事課 議事係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話番号：0742-27-8963

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：0570-021-777

（平日の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））

メールアドレス：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第7 その他

1 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県契約規則第14号）第11条第2項に基づき、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1）奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県契約規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札

- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認めるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。
- (3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。